

不正輸出事件の概要

本資料は以下の資料にもとづいてCISTECが作成したものです。
 ・「戦後の外事事件—スパイ・拉致・不正輸出—」(外事事件研究会編著、東京法令出版、平成19年10月1日発行)
 ・経済産業省発表資料/各種報道資料

発生/検挙時期	企業名/個人名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2013年(平成25年)10月及び2014年(平成26年)1月	有限会社聖亮商事(法人番号5010502017338)及び坂本賢一こと金賢哲(キムヒョンチョル)			2016年(平成28年)10月14日	全貨物	全地域	平成28年10月21日から平成29年5月20日まで(7か月間)
概要	有限会社聖亮商事及び坂本賢一こと金賢哲は、平成25年10月に厨房用品(173点、554万円相当)及び平成26年1月に日用品等(7558点、646万円相当)を経済産業大臣の承認を受けずに、シンガポール共和国を経由して北朝鮮に輸出した。 ●外為法第53条第2項に基づく、輸出禁止7ヶ月の行政処分						
2013年(平成25年)6月	吉田 豊			2016年(平成28年)8月26日	全貨物	全地域	平成28年9月9日から平成29年4月8日まで(7か月間)
概要	吉田 豊は、平成25年6月に卓球用品等(374カートン、258万円相当)を経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国香港特別行政区を経由して北朝鮮に輸出した。 ●外為法第53条第2項に基づく、輸出禁止7ヶ月の行政処分						
2013年(平成25年)2月	株式会社JapanExport(法人番号9120001175440)及び石井美花			2016年(平成28年)7月15日	全貨物	全地域	平成28年7月22日から平成29年2月21日まで(7か月間)
概要	株式会社JapanExport及び石井美花は、平成25年2月に食料品等(992カートン)及び同年6月に卓球用品等(374カートン)を経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国香港特別行政区を経由して北朝鮮に輸出した。(参考)株式会社JapanExport、代表者の氏名:石井一哉、本店の所在地:大阪府大阪市 ●外為法第53条第2項に基づく、輸出禁止7ヶ月の行政処分						
2012年(平成24年)11月	有限会社三和商会(法人番号7040002098444)及び平野忠道こと國平幸石こと權五植			2016年(平成28年)7月15日	全貨物	全地域	平成28年7月29日から平成28年12月28日まで(5か月間)
概要	有限会社三和商会及び平野忠道こと國平幸石こと權五植は、平成24年11月、壁紙(約8,850キログラム)を経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国を経由して北朝鮮に輸出した。(参考)有限会社三和商会、代表者の氏名:小川栄一、本店の所在地:千葉県野田市 ●外為法第53条第2項に基づく、輸出禁止5ヶ月の行政処分						
2010年(平成22年)1月	㈱ポリケミカルズリミテッド(法人番号:4140001000741)		法人:罰金100万円 社員:罰金100万円(平成27年6月略式命令)	2016年(平成28年)1月20日	全貨物	全地域	4ヶ月間(2016年(平成28年)1月27日から2016年(平成28年)5月26日まで)
概要	平成22年1月、株式会社ポリケミカルズリミテッド(本社:兵庫県芦屋市、代表者:近藤 一正(代表取締役))は、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けず、炭素繊維3,565キログラムを大韓民国を経由地として中華人民共和国に輸出した。 ●外為法第53条第1項に基づく、輸出禁止4ヶ月の行政処分						
2010年(平成22年)12月、2011年(平成23年)3月及び5月	㈱サンセイ興産、代表取締役平村義行こと崔義行こと李正弘			2015年(平成27年)1月16日	全貨物	全地域	6ヶ月間(2015年(平成27年)1月23日から2015年(平成27年)7月22日まで)
概要	株式会社サンセイ興産(福岡県福岡市)代表取締役平村義行こと崔義行こと李正弘は、平成22年12月、平成23年3月及び5月の計3回、中古タイヤを経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国を経由して北朝鮮へ輸出した。 ●外為法第53条第2項に基づく、輸出禁止の行政処分						
2011年(平成23年)8月18日	㈱東アジアサービス、代表取締役松本絹代、松本昇			2014年(平成26年)11月19日	全貨物	全地域	8ヶ月間(2014年(平成26年)11月26日から2015年(平成27年)7月25日まで)
	李宏海(リホンハイ)				全貨物	全地域	7ヶ月間(2014年(平成26年)11月26日から2015年(平成27年)6月25日まで)
概要	株式会社東アジアサービス(東京都中央区)の代表取締役松本絹代、松本昇及び李宏海ことリホンハイは、冷凍タラ(約410トン)を、平成23年8月18日に経済産業大臣の承認を受けずに、北朝鮮へ輸出した。 ●外為法第53条第2項に基づく、輸出禁止の行政処分						

2012年(平成24年)	遠藤 正富(姜 正富)かん じょんぷ			2014年(平成26年)2月	全貨物	全地域	5ヶ月間(2014年(平成26年)2月28日から2014年(平成26年)7月27日まで)			
概要	遠藤 正富こと姜 正富は、外為法に基づき北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物(ニット生地)を、平成24年6月、経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国(大連)を経由して北朝鮮に輸出した。 ●外為法第53条第2項に基づく、輸出禁止の行政処分									
2010年(平成22年)	星野光三(潘 鐘泰)			2014年(平成26年)1月	全貨物	全地域	5ヶ月間(2014年(平成26年)1月31日から2014年(平成26年)6月30日まで)			
／2013年(平成25年)1月										
概要	星野光三は外為法に基づき北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物(中古乗用自動車米GM社製乗用車「シボレー・アストロ」2台(輸出申告価格計70万円))を平成22年5月、経済産業大臣の承認を受けずに、大阪南港から中国・大連と韓国・釜山を経由して北朝鮮に輸出した。 ●外為法違反									
2009年(平成21年)、 2011年(平成23年)	(株)ケージェイ代表取締役 成 光淳	懲役2年 罰金300万円(法人) 執行猶予3年 罰金100万円 (求刑・懲役2年、罰 金100万円)		2013年(平成25年)12月	全貨物	全地域	8ヶ月間(2013年(平成25年)12月25日から2014年(平成26年)8月24日まで)			
／2012年(平成24年)7月	水野 裕久及び小澤 勝							全貨物	全地域	5ヶ月間(2013年(平成25年)12月25日から2014年(平成26年)5月24日まで)
	鈴木 逸郎							全貨物	全地域	4ヶ月間(2013年(平成25年)12月25日から2014年(平成26年)4月24日まで)
概要	(1)株式会社ケージェイ(愛知県名古屋市の代表取締役 成 光淳は、外為法に基づき北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物(壁紙、中古自動車、自動車用スプリング、漁網)について、平成21年7月から平成23年6月までの間に計6回、経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国又は大韓民国を経由して北朝鮮へ輸出した。 (2)株式会社ケージェイの代表取締役 成 光淳、水野 裕久、小澤 勝は、外為法に基づき北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物(モザイクタイル、カップ等)について、平成21年12月及び平成22年5月の計2回、経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国を経由して北朝鮮へ輸出した。 (3)株式会社ケージェイの代表取締役 成 光淳、鈴木 逸郎は、外為法に基づき北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物(粉ミルク)について、平成22年10月、経済産業大臣の承認を受けずに、中華人民共和国を経由して北朝鮮へ輸出した。 ※平成21年6月18日以降、外為法に基づく我が国独自の制裁措置として、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出が禁止されている。 ●外為法違反									
2010年(平成22年)、 2011年(平成23年)	姜進赫(韓国籍:キョウ・シンカク)	懲役1年6月 執行猶予3年 罰金100万円 (求刑・懲役1年6ヶ月)	罰金100万円	2013年(平成25年)11月	全貨物	全地域	7ヶ月間(2013年(平成25年)12月6日から2014年(平成26年)7月5日まで)			
／2012年(平成24年)7月	李僖珽(リ・ヒジョン)	懲役1年 執行猶予3年 (求刑・懲役1年)						全貨物	全地域	6ヶ月間(2013年(平成25年)12月6日から2014年(平成26年)6月5日まで)
	今井温昉(はるあき)	懲役1年 執行猶予3年 (求刑・懲役1年)						全貨物	全地域	6ヶ月間(2013年(平成25年)12月6日から2014年(平成26年)6月5日まで)

概要	<p>姜被告は李被告、今井被告と共謀し、2010年(平成22年)6月と2011年(平成23年)8月の計2回、スロットマシンやボウリング用品等の計611点(申告価格計約600万円)及び中古車等の24点を、中国・大連向けの輸出と偽り、経済産業大臣の承認を受けないで横浜港から北朝鮮に向けて中華人民共和国を経由して北朝鮮に不正輸出した。</p> <ul style="list-style-type: none">●外為法違反
----	--

2009年(平成21年) /2012年(平成24年) 2月	有限会社ボプラテック及び同代表取締役 李舜奇(リ・スンギ)			2013年(平成25年)9月	全貨物	全地域	6ヶ月間(2013年(平成25年)9月20日から2014年(平成26年)3月19日まで)
概要	2009年(平成21年)2月と3月の計2回、経済産業大臣の承認を受けずに、奢多品(中古ノートパソコン)を中華人民共和国を経由して北朝鮮に輸出した。 ●外為法違反						
2009年(平成21年)、 2010年(平成22年) /2011年(平成23年) 2月	株式会社クリエイト及び同代表取締役 柳 正雄こと李 文良			2013年(平成25年)8月	全貨物	全地域	10ヶ月間(2013年(平成25年)8月26日から2014年(平成26年)6月25日まで)
	柳正子及び林茂				全貨物	全地域	8ヶ月間(2013年(平成25年)8月26日から2014年(平成26年)4月25日まで)
	有限会社グラスガレージ及び同代表取締役 姜民馨こと森野馨				全貨物	全地域	6ヶ月間(2013年(平成25年)8月26日から2014年(平成26年)2月25日まで)
概要	2009年(平成21年)12月から2010年(平成22年)5月までの間に、株式会社クリエイト及びその関係者は経済産業大臣の承認を受けずに、みかん、ファンデーション、肌着等の貨物を中華人民共和国を経由して北朝鮮に計4回、輸出した。 2010年(平成22年)7月及び12月、有限会社グラスガレージ及びその関係者は経済産業大臣の承認を受けずに、中古パソコン等の貨物を中華人民共和国及び大韓民国を経由して北朝鮮に輸出した。 ●外為法違反						
2010年(平成22年) /2011年(平成23年) 2月	株式会社インターテック 役員の男		略式起訴、罰金:100万円(法人) 略式起訴、罰金:50万円(個人)		行政処分なし		
概要	2010年(平成22年)12月25日、経済産業大臣の役務取引許可を取得せずに、国内より調達した中古半導体製造装置一式約500台のうち、1台を中国に輸出した。 ●外為法違反						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2009年(平成21年) ／2011年(平成23年) 2月	あたりあ商事 新井善治(金善益)			2012年(平成24年)6月	全貨物	全地域	7ヶ月間(2012年(平成24年)6月14日から2013年(平成25年)1月13日まで)
概要	<p>あたりあ商事(大阪府大阪市)の経営者である新井善治こと金善益は、外為法に基づき北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物であるニット生地について、2009年(平成21年)7月及び同年11月、経済産業大臣の承認を受けずに、北朝鮮に輸出するための経由地として中国・大連に向けて輸出した。</p> <p>●外為法違反</p>						
2009年(平成21年) ／2010年(平成22年) 5月	一心貿易(株) 社長(圓山徹宇、朝鮮籍本名:李徹宇)	3年 求刑懲役3年 (執行猶予4年)	一心貿易(株) 求刑罰金 200万	2011年(平成23年)12月	全貨物	全地域	7ヶ月(2011年(平成23年)12月14日から2012年(平成24年)7月13日まで)
概要	<p>(1) 同社社長は2009年(平成21年)7月、2006年(平成18年)11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(缶コーヒー9万本(計約290万円相当))を、経済産業大臣の承認を受けずに神戸港から中国・大連経由で北朝鮮に輸出した。</p> <p>(2) 2009年(平成21年)8月、同上の禁輸措置がとられている北朝鮮へ自動車の中古タイヤ約1,150本(計約315万円相当)を、大阪南港から大連経由で北朝鮮に輸出した。</p> <p>(3) 2010年(平成22年)6月、同上の禁輸措置がとられている北朝鮮へ自動車の中古タイヤ約670本を中国向け輸出と税関に虚偽申告し北朝鮮に輸出した。</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2009年(平成21年) ／2010年(平成22年)6月	(有)慶南商事 A:取締役(金澤由起子、韓国籍 本名:鄭由起子)	懲役1年6ヶ月 求刑懲役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(有)慶南商事:100万 求刑罰金:100万	2010年(平成 22年)12月	全貨物※第三者を介し た輸出も禁止	全地域※第3 者を介した輸 出も禁止	5ヶ月間(2011年(平成 23年)1月4日から2011年 (平成23年)6月3日ま で)
概要	(1) 2009年(平成21年)5月、化粧品及び日用雑貨約7,500点(270万円相当)を「仕向地は中国・大連」と虚偽報告を行い、実際は中国・大連を経由し北朝鮮へ輸出。そのうち、経済産業大臣の承認を要する化粧品673点(51万円相当)を承認を受けずに北朝鮮へ輸出した。 (2) 2009年(平成21年)8月以降も2回にわたり、食料品や日用品等を、経済産業大臣の承認を受けずに「仕向地は中国・大連」と虚偽報告を行い、実際は中国・大連を経由し北朝鮮へ輸出した。 ●外為法及び関税法違反						
2009年(平成21年)4月 ／2010年(平成22年)6月	(有)西武興産 社長(堤広満)	懲役1年6ヶ月 求刑懲役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(有)西武興産:120万 求刑罰金:150万	2011年(平成 23年)7月	全貨物	全地域	1年1ヶ月(2011年(平成 23年)7月27日から2012 年(平成24年)8月26日 まで)
概要	2009年(平成21年)4月、経済産業大臣の許可が必要な中古パワーショベル1台(130万円相当)を、税関に許可不要貨物である旨を虚偽申告し、博多港から中国(大 ●外為法及び関税法違反						
2009年(平成21年) ／2010年(平成22年)7月	(株)ファースト商会 A:坂山功瑛室(韓国籍本名:尹 原根) B:香西典幸	A:懲役1年4ヶ月、求 刑懲役2年 B:懲役1年、求刑懲 役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(株)ファースト商会:150万	2011年(平成 23年)7月	全貨物(第三者を介し た輸出も禁止)	全地域(第3 者を介した輸 出も禁止)	6ヶ月間(2011年(平成 23年)8月3日から2012年 (平成24年)2月2日ま で)
概要	(1) (株)ファースト商会は2009年(平成21年)2月頃から、2006年(平成18年)11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(中古ピアノ3台、90万円相当)を鳥取の境港から中国・大連経由で北朝鮮に迂回輸出した。 (2) 同社はまた、2009年(平成21年)10月にも、2009年(平成21年)6月18日以降の外為法に基づくわが国独自の制裁措置として北朝鮮向けに輸出が全面禁止されている食料品及び日用品(コーヒーやチョコレート等)を中国・大連経由で北朝鮮に迂回輸出した。 ●外為法違反(北朝鮮向けの無承認輸出) ※不正輸出事件で日本初の実刑判決(執行猶予なし)						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2009年(平成21年) ／2009年(平成21年) 6月	(株)大協産業 社長(武藤裕彦)	懲役1年 求刑懲役1年 (執行猶予3年)	(株)大協産業 300万	2012年(平成 24年)6月	全貨物	全地域	2ヶ月間(2012年(平成 24年)6月8日から2012年 (平成24年)8月7日ま で)
概要	<p>大協産業株式会社は、ミャンマー連邦を仕向地として直流磁化特性自記装置(輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物)を輸出しようとした際、2008年(平成20年)9月18日、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、法第48条第1項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けずにミャンマー連邦に向けて同装置を輸出しようとして、経済産業大臣の許可を受けることなく、2009年(平成21年)1月23日、最終仕向地をマレーシアとする虚偽の輸出申告手続により、ミャンマー連邦向けに輸出しようとした。なお、被告は2008年(平成20年)1月、磁気測定装置をミャンマー連邦へ輸出しようとした際、経済産業省から輸出許可の申請が必要との通知を受けていたにもかかわらず、名義変更をした上で無許可輸出をしたという。被告は、測定装置メーカーの代理店として(有)東興貿易と売買契約を結んでおり、共謀して輸出を試みていた。</p> <p>※東興貿易は2010年(平成22年)6月に有罪判決を受けている。</p> <p>●外為法違反</p>						
2008年(平成20年) ／2011年(平成23年) 9月	A:新東洋機械工業 B:社長 C:副社長	略式起訴 B:不起訴処分 C:起訴猶予	A:100万円 B:100万円				
概要	<p>2008年(平成20年)12月、同社社長は経済産業大臣の許可が必要な化学兵器製造に転用可能な特殊なポンプ1台を、経済産業大臣の許可の必要がない貨物と虚</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						
2008年(平成20年) ／2011年(平成23年) 12月	カナイ商事社長(金井憲彦、金 周燮)	略式起訴	罰金:80万(略式命令)	2012年(平成 24年)6月	全貨物	全地域	2ヶ月間(2012年(平成 24年)6月14日から2012 年(平成24年)8月13日 まで)
概要	<p>カナイ商事(株)(福岡県)の代表取締役である金井憲彦こと金周燮は、外為法に基づき北朝鮮を仕向地とする輸出には経済産業大臣の承認を要する貨物である奢侈品(たばこ1万本、日本酒12本)について、2008年(平成20年)12月、経済産業大臣の承認を受けずに、北朝鮮に輸出するための経由地として中国・大連に向けて輸出した。</p> <p>●外為法違反</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2008年(平成20年) ／2010年(平成22年) 9月	(株)サブライダー・トレーディング A:社長(大山豊)	A:1年6ヶ月 求刑懲役1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(株)サブライダー・トレーディング:80万 求刑罰金:100万	2011年(平成23年)10月	全貨物(第三者を介した輸出も禁止)	全地域(第三者を介した輸出も禁止)	6ヶ月間(2011年(平成23年)10月11日から2012年(平成24年)4月10日まで)
概要	<p>(1) 同社社長は2008年(平成20年)11月、2006年(平成18年)11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(中古ピアノ22台、210万円相当)を経済産業大臣の承認を受けずに神戸港から中国・大連を経由して北朝鮮へ輸出した。</p> <p>(2) 自転車など数千点(350万円相当)を、神戸税関で「仕向地は中国・大連」と虚偽報告を行い、北朝鮮へ輸出した。</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						
2008年(平成20年) ／2009年(平成21年) 12月	(有)スルース A:中西伯子 B:池山正記	A,B:2年 (執行猶予3年)	200万	2010年(平成22年)6月	全貨物	全地域	5ヶ月間(2010年(平成22年)6月25日から2010年(平成22年)11月24日まで)
概要	<p>(1) (有)スルースは2008年(平成20年)10月、2006年(平成18年)11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(化粧品)を中国・大連経由で北朝鮮に迂回輸出した。</p> <p>(2) 同社は、2009年(平成21年)8月以降、2009年(平成21年)6月18日以降の外為法に基づくわが国独自の制裁措置として北朝鮮向けに輸出が全面禁止されている食料品及び日用品等を、2回にわたって中国・大連経由で北朝鮮に迂回輸出した。</p> <p>●外為法違反</p>						
2008年(平成20年) ／2011年(平成23年) 6月	安田成基(朝鮮籍:安成基、アンソンギ)	懲役1年 (執行猶予4年) (求刑・懲役1年6ヶ月)		2012年(平成24年)6月	全貨物	全地域	5ヶ月間(2012年(平成24年)7月2日から2012年(平成24年)12月1日まで)
概要	<p>2008年(平成20年)9月及び12月、2006年(平成18年)11月15日以降の国連安保理決議第1718号に基づく外為法上の措置として北朝鮮向けに輸出が禁止されているぜいたく品(高級中古車3台)を、経済産業大臣の承認を受けずに神戸港から韓国経由の船便で北朝鮮に輸出した。</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2008年(平成20年) ／2009年(平成21年) 6月	A:(有)東興貿易 B:(有)東興貿易の取締役(李慶鎬) C:理研電子(株)代表取締役(香月巳昭)	B:2年(執行猶予4年)	A:600万 C:100万(略式命令)	A,B,C:2010年(平成22年)6月	全貨物	全地域	A,B:7ヶ月間(2010年(平成22年)6月25日から2011年(平成23年)1月24日まで) C:1ヶ月間(2010年(平成22年)6月25日から2010年(平成22年)7月24日まで)
概要	<p>(1) (有)東興貿易は、2008年(平成20年)6月、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、必要な経済産業大臣の許可を得ずに、輸出者名義を事情を知らない第三者とした上で、2008年(平成20年)8月及び11月、小型円筒研削盤をミャンマー連邦に向けて不正輸出した。</p> <p>(2) (有)東興貿易は、2008年(平成20年)9月、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、理研電子(株)と共謀し、輸出者名義を理研電子(株)とし、最終仕向地をマレーシアと虚偽の輸出申告手続により、必要な経済産業大臣の許可を得ずに、2009年(平成21年)1月、直流磁化特性自記装置をミャンマー連邦に向けて不正輸出した。※関係機関の協力によりミャンマー連邦向けの不正輸出は未然に防止された。</p> <p>●外為法違反</p>						
2008年(平成20年) ／2009年(平成21年) 5月	(株)盛田忠雄 A:代表取締役(盛田忠雄こと鄭麟采)	A:3年(執行猶予4年)	(株)盛田忠雄:500万	2010年(平成22年)1月	全貨物	全地域	16ヶ月(2010年(平成22年)2月3日から2011年(平成23年)6月2日まで)
概要	<p>(1) 2008年(平成20年)1月、ミサイル運搬等に転用が可能な大型タンクローリーを韓国・釜山に輸出することを装い、必要な経済産業大臣の許可を得ずに当該貨物を北朝鮮へ不正輸出(当該貨物は、関係機関との協力により北朝鮮への輸出は未然に防止された)。</p> <p>(2) 2008年(平成20年)10月から12月にかけて、中古外国車4台及びピアノ34台を中国経由で北朝鮮へ迂回輸出(いずれも国際連合安全保障理事会決議(第1718号)に基づき、日本政府が北朝鮮への輸出を禁止したぜいたく品)。</p> <p>●外為法違反</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2005年(平成17年) ／2007年(平成19年)	ヤマハ発動機(株) A:スカイ事業部長 B:スカイ事業部主査 C:スカイ事業部主査	A,B,C:起訴猶予処分	ヤマハ発動機(株):100万 (法人)	2007年(平成19年)5月	無人ヘリ	全地域	9ヶ月
概要	<p>大量破壊兵器等(ミサイル関連)の開発等に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている無人ヘリコプター1台を中国に輸出しようとして、2005年(平成17年)12月、経済産業大臣の許可を受けることなく、中国に向け不正輸出しようとしたが、当該貨物の輸出申告を受けた税関当局から指摘されたため、その目的を遂げなかった(不正輸出未遂)。</p> <p>●外為法違反</p>						
2003年(平成15年) ／2004年(平成16年)	(有)アイ・ディー・サポート A:代表取締役 B:無職	A:1年 (執行猶予3年) B:10ヶ月 (執行猶予3年)		2004年(平成16年)6月	全品目	全地域	4ヶ月
概要	<p>北朝鮮を仕向地として周波数変換器1台を輸出しようとしていたところ、2003年(平成15年)8月、経済産業大臣から、核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして、輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出する場合を除き、輸出申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、同器1台を中国経由で北朝鮮に輸出しようとして、2004年(平成15年)11月、同大臣及び税関長の許可を受けることなく、同器1台を預かり手荷物として航空機に積載させ、中国を経由して北朝鮮に向け不正輸出した。</p> <p>●外為法違反</p>						
2003年(平成15年) ／2003年(平成15年)	(有)ジバング A:社長		(有)ジバング:50万(法人) A:50万(個人)				
概要	<p>2003年(平成15年)2月、トラックトラクタ(トラックの動力部分)及びトラックトレーラーを北朝鮮に輸出しようとして、経済産業大臣に対し、外為法に基づく輸出許可申請を行ったが、トラックトラクタが核兵器等の開発に用いられるおそれがあるとして不許可となった。このため、Aは輸出規制がなされていないトラックトレーラーのみを託送品として北朝鮮に輸出しようとして、2003年(平成15年)4月、門司税関博多税関支署長に対し、トレーラーの価格を実価格よりも低額な25万円とする虚偽の内容を記載した輸出託送品申告書を提出し、同トレーラーを北朝鮮に輸出したものである。</p> <p>●関税法違反 ※キャッチオール規制(2002年(平成14年)4月導入)に関わる不正輸出の検挙(初の客観要件違反)</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2002年(平成14年)～ 2003年(平成15年)	(株)明伸	A:1年	(株)明伸:200万(法人)	2004年(平成16年)4月	全品目	全地域	3ヶ月
／2003年(平成15年)	A:代表取締役	(執行猶予3年)					
概要	<p>北朝鮮を仕向地として、直流安定化電源を輸出しようとしていたところ、2002年(平成14年)11月、経済産業大臣から、核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして、北朝鮮に輸出する場合には輸出申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、2003年(平成15年)4月、同電源3台を同大臣及び税関長の許可を受けることなくタイ王国を経由して北朝鮮に向け不正輸出した。</p> <p>●外為法及び関税法違反 ※キャッチオール規制(2002年(平成14年)4月導入)に関わる不正輸出の初検挙</p>						
2002年(平成14年)	明昌洋行(株)	略式起訴	A:100万(個人)	2006年(平成18年)11月	全品目	全地域	8ヶ月
／2003年(平成15年)	A:社長 金英根						
概要	<p>凍結乾燥機が北朝鮮において、生物兵器の開発等に用いられるおそれがあることを知りながら、2002年(平成14年)9月、同機1台を経済産業大臣の許可を受けることなく、事情を知らない製造業者等を通じて、台湾を経由して北朝鮮に不正輸出した。</p> <p>●外為法違反</p>						
2001年(平成13年)	(株)ミトヨ	A:3年 (執行猶予5年)	(株)ミトヨ:4,500万(法人)	2007年(平成19年)6月	全品目	全地域	6ヶ月
／2006年(平成18年)	A:代表取締役社長	B:2年8ヶ月			3次元測定機(確定した需要者に直接輸出するCNC3次元測定器を除く。全品目制裁期間満了後も継続。)		2年6ヶ月
	B:代表取締役副社長	(執行猶予5年)					
	C:常務取締役	C:2年4ヶ月 (執行猶予4年)					
	D:元取締役	D:2年 (執行猶予4年)					
概要	<p>核兵器の開発又は製造に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている測定装置である3次元測定機2台をマレーシアに輸出しようとして、2001年(平成13年)10月及び11月の2回にわたり、経済産業大臣の許可を受けることなく、シンガポール共和国を経由してマレーシアに不正輸出した。なお、マレーシアに輸出された3次元測定機2台のうちの1台は、同国から再輸出され、その後、リビア国内の核開発関連施設内で発見された。</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
2000年(平成12年)～ 2008年(平成20年) ／2009年(平成21年) 3月	ホーコス(株) A:元主任 B:元課長代理 C:その他の社員(2名)	A:2年6ヶ月 (執行猶予3年) B, C:1年～1年6ヶ月 (執行猶予3年)	ホーコス(株):4,700万(法人)	2009年(平成21年)8月	全貨物(工作機械の部分品および附属品を除く)	全地域	5ヶ月
概要	核兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている数値制御工作機械(マシニングセンタ等)の輸出に際し、測定データを改ざんし、性能を低く偽ることにより、必要な経済産業大臣の許可を得ずに韓国等へ約650台を不正輸出した。 ●外為法及び関税法違反						
1999年(平成11年)～ 2000年(平成12年) ／2003年(平成15年)	(株)セイシン企業 A:代表取締役 B:支店長	A:2年6ヶ月 (執行猶予5年) B:1年6ヶ月 (執行猶予3年)	(株)セイシン企業:1,500万(法人)	2006年(平成18年)11月	全品目	全地域	2年
概要	ミサイルの推進薬の研究、開発又は製造に用いられるおそれがあるものとして、その輸出が規制されている超微粉碎機であるジェットミル2台をイラン・イスラム共和国に輸出しようと企て、1999年(平成11年)5月及び2000年(平成12年)11月の2回にわたって、通商産業大臣の許可を受けることなく同国に不正輸出した。 ●外為法及び関税法違反 ※ミサイル関連貨物に関わる不正輸出の検挙						
1996年(平成8年) ／1998年(平成10年)	大進商事(株) A:代表取締役 B:取締役						
概要	軍需品として、その輸出が規制されている潜水用具の部分品である非磁性のスクーバ用ダブルバルブを北朝鮮に輸出しようと企て、1996年(平成8年)3月から同年10月までの間、計11回にわたり、同ダブルバルブ計2,360組を通商産業大臣の許可を受けることなく新潟港から万景峰92号に船積みし、北朝鮮に不正輸出した。 ●外為法違反						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
1996年(平成8年)～ 1997年(平成9年) ／1999年(平成11年)	(株)菱光社 A:代表取締役専務	10ヶ月 (執行猶予3年)	(株)菱光社:200万(法人)	1999年(平成11年)8月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	核兵器の開発又は製造に用いられ得る工作機械その他の装置として全地域に対する輸出が規制されている測定装置を、韓国向けと偽って輸出申請し、通商産業大臣の許可を受けることなく、1996年(平成8年)12月、中国に不正輸出した。同輸出に際しては、税関長に対しても韓国向けの輸出である旨申告した。また、同大臣の許可を受けることなく、1997年(平成9年)3月、技術社員らを中国に派遣し、当該貨物の据え付け・検収など不正な役務取引を行わせた。 ●外為法及び関税法違反						
1996年(平成8年) ／1996年(平成8年)	東亜技術工業(株) A:社員		A:20万(個人)				
概要	1996年(平成8年)1月、大阪港入港中の北朝鮮船舶にフッ化ナトリウム50キログラムを、続いて2月、神戸入港中の北朝鮮船舶にフッ化水素酸50キログラムを、それぞれ輸出託送品として積み込み、北朝鮮に不正輸出していた。 ※フッ化水素酸及びフッ化ナトリウムは化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制であるオーストラリア・グループの規制対象であり、サリンの原料ともなるものである。また、本件は、北朝鮮に緊急支援米を送るための北朝鮮船籍貨物船を利用した不正輸出であった。 ●外為法違反						
1995年(平成7年) ／2000年(平成12年)	(株)サンビーム A:代表取締役 B:代表取締役	A,B:2年 (執行猶予4年)	A,B:150万(個人)	2000年(平成12年)5月	全品目	全地域	1年
概要	対戦車ロケット砲(RPG-7)専用光学照準器の部分品である鏡内目盛板「レクテル」を複製製造し、事情を知らない通関業者等を通じ、1995年(平成7年)4月及び12月に、通商産業大臣の許可を受けずにイランに不正輸出していた。 ●外為法違反						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
1993年(平成5年) ／1994年(平成6年)	(株)トレーダーズ A:代表取締役 B:社員		A,B:30万(個人)	1994年(平成6年)6月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	<p>1993年(平成5年)7月及び10月の2回にわたり、微量の光を増幅して画像処理する電子機器であるイメージ増強管を通商産業大臣及び税関長の輸出許可を受けずに、帰国する社員家族らに携帯品としてハンドキャリーにより中国に不正輸出していた。</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						
1988年(昭和63年)～ 1989年(平成元年) ／1991年(平成3年)	日本航空電子工業(株) A:代表取締役社長 B:相談役 C:専務取締役 D:取締役支配人	A,B,C,D:2年 (執行猶予3年)	日本航空電子工業(株):500万(法人)	1991年(平成3年)11月	全品目	全地域	1年6ヶ月
概要	<p>1988年(昭和63年)5月から1989年(平成元年)4月にかけて前後13回にわたりF-4ジェット戦闘機に装備される空対空ミサイルの部分品である飛行安定装置ローレロンを民生用であると使用目的を偽り、通商産業大臣及び税関長の許可を受けずに、シンガポール経由で当時イラクと交戦中のイランに不正輸出していた。</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						
1988年(昭和63年) ／1989年(平成元年)	在日朝鮮人の商工連幹部		20万(個人)				
概要	<p>在日朝鮮人の商工連幹部が、1988年(昭和63年)9月、北朝鮮に時帰国する際、コム規制対象品であるパーソナル・コンピュータ、IC等を日用品と偽って輸出申告し、通商産業大臣及び税関長の輸出許可を受けずに北朝鮮貨客船で不正輸出しようとしていた。</p> <p>●外為法及び関税法違反</p>						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
1987年(昭和62年) ／1989年(平成元年)	(株)プロメロンテクニクス A:代表取締役社長	2年(執行猶予4年)	(株)プロメロンテクニクス:500万(法人)	1989年(平成元年)12月	全品目	共産圏	1年
概要	東独公団と、コム規制対象品である半導体製造装置「マスクアライナー」の輸出契約を締結し、通商産業大臣の輸出承認及び税関長の輸出許可を受けることなく韓国のダミー会社を通して1987年(昭和62年)6月から9月にかけて3回にわたり、計4セットを東独に輸出していた。また、1987年(昭和62年)2月から3月にかけて、原子炉の制御棒用に使われる高性能素材ハフニウムワイヤー約10キログラムを旅行会社職員らに携帯品としてハンドキャリアにより東独に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
1986年(昭和61年)～1987年(昭和62年) ／1989年(平成元年)	ダイキン工業(株)営業企画部長		ダイキン工業(株):200万(法人)	1989年(平成元年)7月	全品目	共産圏	6ヶ月
概要	1986年(昭和61年)3月から1987年(昭和62年)5月までの間に14回にわたり、全ソガス輸出入公団の要請を受け、コム規制対象品である高純度のダイフロン(フロン系液体)の純度を偽って税関長に虚偽の輸出申告をし、通商産業大臣の承認を受けることなくソ連に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
1985年(昭和60年)～1986年(昭和61年) ／1987年(昭和62年)	東明商事(株) A:東京支店 営業部長 穂高電子(株) B:営業部長		東明商事(株):50万(法人) 穂高電子(株):15万(法人)	1989年(平成元年)11月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	北朝鮮軍の資機材調達機関等から働き掛けを受け、北朝鮮竜岳山貿易等とコム規制対象品であるシンクロ・スコープ等の輸出契約を締結し、1985年(昭和60年)10月から1986年(昭和61年)8月までの間に前後9回にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなく、かつ税関長に虚偽の輸出申告をし、又は税関長の許可を受けないで北朝鮮に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
1985年(昭和60年)～ 1986年(昭和61年) ／1988年(昭和63年)	(株)極東商会 A:常務取締役 B:輸入特貨課長 C:取締役貿易部長		(株)極東商会:200万(法人) 新生交易(株):20万(法人) C:20万(個人)	1988年(昭和63年)11月	全品目	全地域	3ヶ月
概要	中国儀機進出口公司等とコム規制対象品であるサンプリング・オンロスコープの輸出契約を締結し、1985年(昭和60年)6月頃から1986年(昭和61年)11月までの間に前後8回にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなく、税関長の許可を受けずに、旅客機で出国する際の社員の託送品として、中国に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
1984年(昭和59年)～ 1986年(昭和61年) ／1987年(昭和62年)	東明貿易(株) 営業部長		東明貿易(株):100万(法人)	1987年(昭和62年)11月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	「祖国の4つの現代化」に貢献するためとして中国電子技術進出口公司等とコム規制対象品であるシグナル・ジェネレーター等の輸出契約を締結し、1984年(昭和59年)4月から1986年(昭和61年)1月までの間に前後12回にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなく、かつ、税関長の許可を受けずに旅客機で出国する際の社員の託送品として中国に不正輸出していた。 ●外為法及び関税法違反						
1983年(昭和58年)～ 1985年(昭和60年) ／1985年(昭和60年)	国際交易(株) A:営業第1部長 B:営業第1部長代理		国際交易(株):100万(法人)	1985年(昭和60年)9月	全品目	全地域	1ヶ月
概要	全ソ工作機械輸入公団とコム規制対象品である数値制御装置付工作機械用自動プログラミング装置のコンピュータ等の輸出契約を締結し、1983年(昭和58年)7月から1985年(昭和60年)3月までの間に前後14回にわたって、コンピュータ16台等の貨物を税関長の許可を受けることなく、旅客機で出国する際の社員の託送品として、ソ連及びポーランドに不正輸出していた。 ●関税法違反						

発生／検挙時期	企業名	刑事罰		行政制裁(輸出禁止)			
		懲役	罰金(単位:円)	処分時期	対象品目	対象地域	期間
1982年(昭和57年)～ 1983年(昭和58年) ／1987年(昭和62年)	東芝機械(株) A: 鑄造部長 B: 第二技術部専任次長		東芝機械(株):200万(法人)	1987年(昭和62年)5月	全品目	共産圏	1年
概要	<p>ソ連の情報機関員とみられる全ソ技術機械輸入公団幹部3名から不正輸出工作を受けた対ソ連貿易商社、和光交易(株)の仲介で、コム規制対象品である、同時九軸制御プロペラ加工機である大型金属工作機械とその付属品をソ連に不正輸出するとともに同工作機械の使用に係る技術の役務提供を行っていた。1982年(昭和57年)12月から1983年(昭和58年)6月までの間、同工作機械を、コム規制を受けない同時二軸制御の大型立旋盤であると偽って通商産業大臣の「非該当証明」を受けてソ連に不正輸出した。1984年(昭和59年)6月、同大臣の承認を受けることなく同工作機械の部分品スナウトを不正輸出し、同年7月、同大臣の許可を受けることなく修正プログラムを不正輸出していた。</p> <p>●外為法違反</p>						
1969年(昭和44年) ／1969年(昭和44年)	兵庫県貿易(株) A: 輸出担当営業部長 (株)国際機械振動研究所 B: 取締役大阪製造部長		兵庫県貿易(株):15万(法人) A: 7万(個人) (株)国際機械振動研究所:30万(法人) B: 15万(個人)				
概要	<p>中国機器会社とコム規制対象品である振動試験装置振動台付駆動コイルの輸出契約を締結し、1969年(昭和44年)7月、冷却装置にあらかじめ取り付けられたタンク内に同貨物を隠蔽し、税関長の輸出許可を受けることなく中国に不正輸出しようとしていた。</p> <p>●関税法違反(未遂)</p>						
1963年(昭和38年)～ 1964年(昭和39年) ／1966年(昭和41年)	(株)進展実業 A: 専務取締役 神港精機(株) B: 第一事業部長	A: 1年2ヶ月 (執行猶予2年) B: 4ヶ月 (執行猶予2年)	(株)進展実業: 1,000万(法人)				
概要	<p>1963年(昭和38年)4月、全ソ工業技術輸入公団とコム規制対象品であるゲルマニウムトランジスター製造設備一式の輸出契約を締結し、契約を分割あるいは名称を一般的なものに変更して用途を不明確にし、1964年(昭和39年)9月及び同年12月にわたって、通商産業大臣の承認を受けることなくソ連に不正輸出していた。</p> <p>●外為法違反</p>						